

家庭のあたたかさを
子どもたちへ

里親制度は、健やかな
育ちの場を必要とする
“子どものため”の制度
です。

共働き
週末のみ
OK

子育て
未経験
OK

あなたも 「養育里親」に なりませんか

養育里親とは、養子縁組をせず、親と一緒に
暮らせない子どもたちを必要な期間、自分の
家庭に迎え入れて一緒に暮らす里親です。

養育費
医療費など
支給有

いろいろな里親のかたちがあります！

短期

数日～数週間

年齢や性別、預かる理由など様々で、いろいろ
な子どもを預かることが多い。

長期

比較的長期間(数年間)

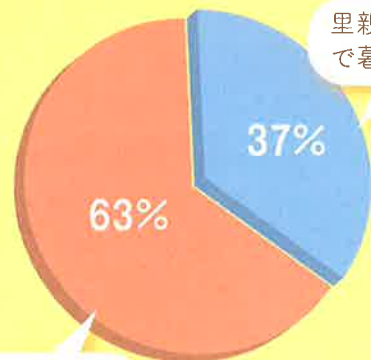
養子縁組は行わないが、かなり長期間子
どもを預かり、生活を共にすることになる。

ホーム ステイ

週末や長期休み

施設に入所している子どもが対象で、同じ
子どもを繰り返し預かる。

滋賀県全体で約 300 人の子どもたちが施設、
里親・ファミリーホームで暮らしています。



施設で
暮らす子ども

里親・ファミリーホーム
で暮らす子ども



里親制度とは？

保護者の入院、離婚、経済苦、養育の拒否、虐待など、様々な事情から家庭で暮らすことができない子ども(要保護児童)を、自らの家庭に迎え入れて養育する、児童福祉法に定められている子どものための制度です。

里親になるための7つのステップ

里親になるためには、県から里親として認定・登録されることが必要です。

- STEP 1 事前相談** → 里親に関する相談や質問を受け付けています。
里親支援センターしがへご連絡ください(電話:077-525-0030)
- STEP 2 ガイダンス** → 子ども家庭相談センター(児童相談所)に来所し、里親制度の説明を受けます。
- STEP 3 研修** → 養育・養子縁組里親研修(講義3日+施設実習3日)を受けます。
- STEP 4 申請** → 研修終了後、市町の里親窓口で里親登録申請書を提出します。
- STEP 5 訪問調査** → 子ども家庭相談センターが訪問し、里親希望の動機や家庭状況等を調査します。
- STEP 6 審査** → 研修評価や調査結果などにに基づき、里親としてふさわしいか審査します。
- STEP 7 認定・登録** → 審議会の答申を得て、里親として認定され、県の里親名簿に登録されます。

短期里親体験記

私たちは一時的に行き場を失った子どもたちを短期間自宅に迎え入れていました。数日間の子もいれば、数ヶ月間一緒に暮らした子もいました。

その子の大変な一時期をほんの少し支えるのが短期の里親だと思っています。我が家はずっと生活する場所ではないけれど、ここにいる期間は安心して過ごしてくれたらいいなと思っています。

ホームステイ 里親体験記

子どもさんから初めてお手紙をもらったことです。“おっちゃん・おばちゃんへ、だいすきです…”心をこめて上手に字を書いて、かわいらしいお顔も書いてあって、受け取った時はうれしくて涙が出ました。大切に額に入れてかざっています。私達のことは自分にとっての応援団と思ってくれていて、私達も精一杯できる限りの愛情で見守っています。

長期里親体験記

彼女を預かって3年が過ぎました。彼女のおかげで再び保育園や小学校とのつきあいが始まり、保護者方との年齢のギャップを感じつつ、1つ1つの行事や日々の出来事を彼女とともに新鮮な気持ちで迎えています。3年前は一言もしゃべることなかった彼女が今では、「ちょっと静かにしてくれる?」と言われるほどよくしゃべり、よく笑い、よく踊り、よく走り…。

両方の実家に行って、「おじいちゃん」「おばあちゃん」と甘えることも覚え、お手伝いや親戚の人と会話もできるようになりました。不在の時は、「静かやなあ」と彼女の存在感の大きさを実感しています。

周りの人に支えられ、浅く、広く、継続的に関わって下さっている方々との関係が彼女の心を成長させ、私たちを支えて下さり学ばせてもらっているのだと思います。行き詰まることも多々あると思いますが、彼女から教わり考えさせられることを振り返り研鑽しながら、楽しく、時には真剣に向き合い、1日1日を大切に過ごしていきたいと思っています。